

## 福井県青少年愛護条例の一部改正（案）の概要

### 1 主な改正内容

#### (1) 青少年の年齢規定の改正(第5条)

家庭環境の多様化、インターネット利用の低年齢化等による有害な環境や情報から未就学児を保護するため、年齢規定を拡大します。

##### 「青少年」の定義

改正後	改正前
18歳に達するまでの者	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者

#### 【年齢規定の拡大に伴う未就学児保護の充実】(例)

年齢規定の拡大に伴う未就学児の保護が、下記の条文等に適用され、充実します。

- ・未就学児の深夜外出の制限(第42条)
- ・深夜における営業施設への未就学児の立入禁止(第42条の2)
- ・未就学児をネット上の有害情報から保護(第43条の3)

#### (2) 届出を求める宿泊業者の範囲の拡大(第38条)

青少年の非行や事故の未然防止を強化するため、青少年による保護者を伴わない宿泊や不審な行動などを認めた場合の届出を求める宿泊業者の範囲を拡大します。

##### 情報提供を求める宿泊業者

改正後	改正前
旅館業(旅館、ホテル) および住宅宿泊事業者(民泊)	旅館業(旅館、ホテル)

### 2 公布

令和7年3月予定

### 3 施行

令和7年7月予定